



品川区職員措置請求監査結果

(平成 27 年 11 月 L 形側溝改修工事に関する住民監査請求)

平成 28 年 1 月 26 日

品川区監査委員

品川区監査委員告示第3号

地方自治法第242条第4項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成28年1月26日

品川区監査委員	島田幸太郎
同	井上奇信
同	鈴木真澄
同	いながわ 貴之

第1 請求の受付

1 請求人

住所省略 A

2 請求の受理

平成27年11月30日

3 請求書記載の内容

(1) 請求の要旨

ア 平成27年11月9日から同11月20日までの間に品川区東五反田3丁目16番先～同1丁目15番先で行われた品川区防災まちづくり部道路課道路維持担当発注による道路工事は品川区東五反田3丁目16番55号の住宅建築によるL形溝工その他の損傷であり、品川区が復旧費用を負担すべきではない。

イ 加えて当該土地が約5cm、道路境界杭などが無い中で、今回の工事により道路側に拡大された事も納得できない。明確な根拠を示されたい。

ウ また品川区東五反田1丁目15番先についても同3丁目16番55号の住宅建築に伴い発生した大型車両の通行や車両誘導ミスによるL形溝工の損傷であって、血税を使っての品川区による費用負担は不当である。

(2) 措置要求

区長は、速やかに品川区東五反田3丁目16番55号の3棟の住宅建築主である(株) B (住所省略代表取締役 C) に道路原状復帰の費用を請求するよう求める。

(3) 提出資料 (事実証明書)

道路工事 (小規模) のお知らせ

4 請求の要件審査

本件は、地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

品川区東五反田三丁目16番先および同一丁目15番先の道路工事に係る区の公金支出に違法または不当があるか否かおよび品川区東五反田三丁目

16 番先区道敷地について財産の管理を怠る事実があるか否かを監査対象事項とした。

2 監査対象部局

防災まちづくり部土木管理課および道路課を監査対象部局とした。

3 証拠の提出および陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 28 年 1 月 13 日に、請求人からの新たな証拠の提出および陳述の機会を設け、聴取を行った。なお、この際、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、防災まちづくり部土木管理課および道路課の職員を立ち会わせた。

(1) 請求人の陳述の要旨

ア 品川区東五反田三丁目 16 番先（以下「三丁目先」という。）で、防災まちづくり部道路課（以下「道路課」という。）が、(株) D 品川支店（以下「D」という。）に道路工事を発注した。

本工事は、(株) B が三丁目先の敷地で住宅建築を行った際に、L形側溝その他を損傷させたものを改修したものである。

イ 区は、三丁目先の道路工事を施工した際、道路境界が確定していないにもかかわらず、住宅建築敷地から約 5 cm 区道側に入り込んで、L形溝を移設し、区有財産の管理を怠っている。

ウ 三丁目先の反対側となる品川区東五反田一丁目 15 番先（以下「一丁目先」という。）についても、道路課が D に道路工事を発注しているが、三丁目先と同様に(株) B が住宅建築にあたり使用した大型車両の通行や車両誘導ミスによって損傷させた L形側溝等を公費で改修しているものである。

私は、工事用の大型車両が L形側溝の上を走行したり、現場の車両誘導員の誘導ミスにより L形側溝の上に乗り上げたりしている場面を目撃している。

この地域に長く居住しているが、これまで L形側溝が壊れる事例はないものであり、三丁目先の敷地での住宅建築が原因と考えるのが経験則にかなっている。

エ 監査委員事務局からは事実を証明するよう時系列のメモ、写真、測量図等を求められたが、原因者が明らかであり負担を求めるべきであるという常識的なことを主張したにすぎない。

オ 私が 30 数年前に自宅を建築した際には、同様の事例で費用負担を求められたと記憶している。

(2) 請求人が提出した新たな証拠

請求人から新たな証拠の提出はなかった。

4 監査対象部局の弁明

防災まちづくり部土木管理課および道路課（以下「防災まちづくり部」という。）に対して、本件に係る関係書類の提出を求め、平成 28 年 1 月 13 日に防災まちづくり部に弁明の機会を与え、聴取を行った。なお、この際、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

(1) 防災まちづくり部の弁明の要旨

ア 三丁目先の道路工事について

- (7) 請求人は、道路境界が確定していない、道路境界杭がないと主張しているが、平成 4 年 2 月 19 日に同地での官民境界が確定し、道路鋸を設置済みである。

平成 3 年 8 月 21 日に品川区東五反田一丁目 183 番 14 および同 188 番 2（現在のマンションティアラ島津山の所在地）の土地所有者から東京都知事あてに土地境界確認申請書が提出された。

近隣土地所有者の立会の下、土地調査を行ったところ、三丁目先の区道が私有地に約 5 cm 入り込んでいることが確認された。なお、当時の所有者から官民境界に従い L 形側溝を移設するのは、建物の建替え等の時で良いとの了承を得ていた。

- (8) 平成 27 年 7 月初旬、三丁目先の土地所有者となった(株) B から住宅を建築するので L 形側溝を官民境界に合わせて移設するよう要望があり、同 7 月 8 日区道の巡回点検委託業者 E (株) (以下「E」という。)が現地を確認した。

- (9) 当初は平成 27 年 7 月上旬に単価契約で D により工事施工を計画したが、建築主側の事情により建築工事が中断した。このため、建築工事が再開され、道路工事施工のスケジュール調整が整う同 11 月初旬まで延期せざるを得なかった。

- (10) 本工事は、区道が民間敷地に入り込んでいたものを是正する目的の範囲で施工区域を限定し、施工した。

また、E および D とも請求人が主張するような L 形側溝の損傷を確認していない。

イ 一丁目先の道路工事について

- (7) 平成 27 年 10 月 13 日にマンションティアラ島津山の管理会社(株) F から「L 形側溝にがたつき、破損箇所がある」との陳情を受け、E が現地を確認している。

- (8) この「L 形側溝」は、マンションティアラ島津山の駐車場から区道に出庫する導線上にあり、これまでも一部補修工事を行ってきた

が、延長 14.8m で経年による劣化が見られた。

- (ウ) 同 10 月下旬(株) B から D に三丁目先での住宅建築工事を再開すると連絡があった。このことから、通行の支障など近隣区民の負担を必要最小限とするため、近接した時期に工事を施工し、三丁目先は、同 11 月 10 日から同 12 日、その反対側である一丁目先は同 11 月 13 日から同 17 日の期間で L 形側溝の改修工事を行った。
- (エ) 請求人は、L 形側溝に大型車両が乗った状況を目撃したとするが、L 形側溝は、大型車両が走行した場合でも耐久性が求められるものであり、走行したことをもって損壊の原因ということとはできない。
したがって、大型車両が L 形側溝に乗り上げた事実があったとしても、損壊の誘因の一つになった可能性までは否定しないが、L 形側溝の損壊という結果との間に相当因果関係があるとは認めることは困難である。
- (オ) 一丁目先については、工事施工前の写真から L 形側溝の一部にキズが確認できるが、大型重機や建設機械等で特徴的に見られる連続した鋭角的なキズや痕またはがたつきはなかった。
- (カ) 請求人の証言をもって、道路課が(株) B に対して、費用負担を求めることは実務上難しい。

(2) 防災まちづくり部が提出した証拠

- ア 境界確定の経緯について
土地境界協議報告書、確認書、立会書、土地境界確認申請書
- イ 土地境界の位置や区域について
土地境界図、区域図ほか
- ウ 道路工事について
現場確認時の報告書ほか

5 現地調査

監査委員は平成 28 年 1 月 13 日に現地調査を行った。

第 3 監査の結果および理由

1 結果

本件請求については、監査委員全員の合議により次のとおり決定した。
本件請求は、請求人の主張には理由がないものとして棄却する。

2 理由

(1) 事実関係の確認

ア 三丁目先の道路工事について

- (7) 住民監査請求を受理した時点でL形側溝の改修工事は終了し、区による検査は平成27年12月16日に行われている。

工事施工前の状況を示す道路課が保存する写真は、道路境界鉾から約5cm民間敷地に道路が入り込んでいることを示す3ポイントのほか数点であり、それらの写真からはL形側溝が破損していることを確定的に確認することはできない。

- (4) 土地境界の確定については、平成3年8月に品川区東五反田一丁目183番14、同188番2（現在のマンションティアラ島津山の所在地）の所有者から土地境界確認申請があり、両隣りおよび国有公共用地を挟む反対側の土地について立会協議が整い、土地家屋調査士による土地調査、現地測量が行われ、「境界図番号品川3年第2021号」として平成4年2月19日付で東京都財務局用地部境界確定課において境界図が作成されている。

- (5) 上記(4)の境界確定の際に、品川区東五反田三丁目191番351（(株)Bが建築行為を行った敷地）と南側隣地で一部境界確定を行なっていなかった約1.68mについては、平成19年4月23日に当時の同地所有者から「道路区域標示および証明申請書」が提出され、防災まちづくり部土木管理課（以下「土木管理課」という。）において、土地調査、境界図、地積測量図に基づき、平成19年5月22日品川区東五反田三丁目191番351の道路区域が決定されている。

- (6) 土木管理課は、境界確定および道路区域の決定に伴い、(7)に記載した道路境界鉾を、区域図中のP2点は平成4年2月19日に、同P1点は平成14年11月28日に、同P3点は平成19年5月22日にそれぞれ設置している。

イ 一丁目先の道路工事について

- (7) 住民監査請求を受理した時点でL形側溝の改修工事は終了し、区による検査は平成27年12月16日に行われている。

工事施工前を示す道路課が保存する施工前の写真からは、雨水ます近くのL形側溝など複数箇所破損していることが確認できる。L形側溝ががたついていることについて写真からは確認することができない。

- (4) 破損箇所はマンションティアラ島津山の駐車場の導線にあり、居住者以外の車両や一般の車両が通行し、または駐停車する場所でもある。一方、マンションティアラ島津山の管理会社(株)Fが道路補修を依頼してきた平成27年10月13日は、三丁目先の解体工事、住宅建築の工事のための車両通行が一段落してきた時期でもあり、工

事の影響と考えることもできる。

しかし、請求人の目撃証言からは、いつの時点で、何台の工事車両がどの程度の積載量で通行したか、実際に、工事車両が走行した際にL形側溝が破損したのかまでは明らかとはならなかった。

(2) 判断

以上のような事実関係を総合して、本件請求について以下のように判断する。

まず第1に、三丁目先の道路工事について請求人は「住宅建築によるL形側溝工その他の損傷であり、品川区が復旧費用を負担すべきではない」とし、(株) B が故意または過失により区所有のL形側溝を損傷させたと主張する。

これに対して、防災まちづくり部は平成27年7月8日時点で E から、同11月10日時点で D から三丁目先でL形側溝が壊れていたとの報告を受けていないと弁明する。

いずれにせよ、三丁目先において、(株) B が建築工事の際に、L形側溝を損壊した事実を確定的に確認することはできない。

ところで、本件工事の目的は、東五反田三丁目191番351((株) B が建築工事を行った場所)の土地を区道が幅約5cm、延長約20m、面積として約1㎡民間敷地を侵害している状況を是正することであった。本頁第2で述べるとおり、品川区東五反田一丁目183番14、同188番2(現在のマンションティアラ島津山の所在地)で建築行為を行う際に合わせて反対側の三丁目の土地でも境界確定を行った結果、区道が民間敷地を侵害していることが分かったが、同地で建築行為等を行う際に、L形側溝を移設するとされていた。

平成27年7月初旬に同敷地の土地所有者となった(株) B から当該敷地で建築行為を行うのでL形側溝を移設するよう防災まちづくり部に申入れがあり、防災まちづくり部は民間敷地との土地境界に従って道路工事を施工した。

このように、今回行った道路工事はL形側溝の損傷による改修工事ではなく、改修工事前に損傷していたか否かに関わらず品川区が費用負担して行うべき工事であった。

したがって、三丁目先の建築工事によってL形側溝が損壊され、品川区が復旧費用を負担すべきではないとする請求人の主張には理由がない。

第2に請求人は、三丁目先の区道について「当該土地が約5cm、道路境界杭などが無い中で、今回の工事により道路側に拡大された事も納得できない」とし、官民境界が確定されていない状態で、(株) B の

所有区域が区道を約5cm侵害しているにもかかわらず、区がこれを放置し、財産管理を怠っていると主張している。

しかし、土地境界に関する経緯について、区側が提出した土地境界協議報告書、確認書、立会書、土地境界確認申請書、境界図からは、現在のマンションティアラ島津山が所在する土地所有者の申し出により、当該土地および両隣りおよび国有公共用地を挟む反対側の土地について、それぞれの土地所有者の立会により土地調査が行われ、平成4年2月19日に土地の境界が確定していることが確認される。

その後、平成19年5月22日には、品川区東五反田三丁目191番351の道路区域が決定し、道路境界鋸が設置され、区道が民間敷地を約5cm、延長約20m、面積で約1㎡侵害していることが関係図書類から確認できる。

今回区が施工した道路工事は、前頁第1で示したとおり、官民境界を確定したあとの土地境界に従う範囲でL形側溝を移設している。

これらのことにより、三丁目先について、土地所有者の合意により官民境界は確定し、防災まちづくり部が土地境界に従ってL形側溝の移設工事を施工したと認めることができる。

したがって、品川区が区道の財産管理を怠っているとする請求人の主張は理由がない。

第3に、一丁目先の道路工事について請求人は「品川区東五反田1丁目15番先についても同3丁目16番55号の住宅建築に伴い発生した大型車両の通行や車両誘導ミスによるL形溝工の損傷であって、血税を使っての品川区による費用負担は不当である」と主張し、請求人は、大型車両がL形側溝に乗り上げていたのを目撃したとする。

これに対して防災まちづくり部は、当該区道は、狭い生活道路であるが、工事車両を排除するものではない以上、大型工事車両が通行したことや工事関係者がL形側溝に乗り上げる車両誘導をしたことをもって直ちに損傷の原因と評価することはできないとする。

また、平成27年度において、区道を破損した現場を発見するなど原因者を特定できる場合で、修繕工事または補償を求めた事例が19件あったとする。そのような事例の現場では、重量のある建設機械の使用、過積載の大型トラックの通行により道路面、L形側溝に複数箇所または連続してキズが生じるのが通例であり、形状としては、急激な圧力が外部から与えられることで、鋭角的に痕が残り、断面にも特徴がみられるが、一丁目先ではそのようなものはない。経年劣化にみられる典型的なものと判断できるとする。

ところで、請求人は、区道に設置されたL形側溝が建築工事に伴い損壊され、原因者が特定される場合には、補修費用相当分の補償を求めるべき

と主張しており、これは原則論として傾聴すべきものである。

また、防災まちづくり部は、今後、区道の巡回点検パトロールにおいては、建築行為に伴い区道が損壊されていないかさらに注意し確認したいとする。

法第 242 条第 1 項が請求人に「事実の証明」という立証責任を課すのは地方自治体の公的な権能を適正に発動させるための必要条件である。「事実の証明」が果たされてはじめて、監査委員は具体的かつ客観的に執行機関の不作为を指摘し、作為を求めることができる。

本件では、道路課が株 B に対してその社員または履行補助者がいつ、どのような態様で区有財産を損壊させたかを具体的かつ客観的に指摘できる事実の証明、言い換えると、一定の有力な証拠をもって請求するものでなければ、相手方が損害賠償に応じるという結果を得ることはできない。

請求人が指摘するように一丁目先の区道で、建築工事に使用した工事車両が L 形側溝上を通行した事実があったとしても、マンションティアラ島津山の駐車場に出入りする車両の入出庫に加え、一般車両も通行し、駐停車していた事実があり、これまでも道路課が L 形側溝を部分的に補修し対応してきた経緯からすると、工事車両の通行は L 形側溝を破損する誘引となったといえることができるとしても、直ちに、結果に対し、相当因果関係があると評価することはできない。

一丁目先の区道の L 形側溝を株 B が損壊したと認定するに足りる証拠はなく、請求人の主張は理由がない。

以上のことから請求人の主張には理由がないと判断する。

《資料》

*注 原文のまま記載。一部仮称、省略。なお、事実証明書については省略。

品川区職員措置請求書

1. 請求の要旨

平成27年11月9日から同11月20日までの間に品川区東五反田3丁目16番先～同1丁目15番先（別紙参照）で行われた品川区防災まちづくり部道路課道路維持担当発注による道路工事は品川区東五反田3丁目16番55号の住宅建築によるL形溝工その他の損傷であり、品川区が復旧費用を負担すべきではない。加えて当該土地が約5cm、道路境界杭などが無い中で、今回の工事により道路側に拡大された事も納得できない。明確な根拠を示されたい。

また品川区東五反田1丁目15番先についても同3丁目16番55号の住宅建築に伴い発生した大型車両の通行や車両誘導ミスによるL形溝工の損傷であって、血税を使つての品川区による費用負担は不当である。

よって速やかに品川区東五反田3丁目16番55号の3棟の住宅建築主である(株) B（住所省略 代表取締役 C）に道路原状復帰の費用を請求すべきである。

2. 請求者

住所省略

職業省略

A

電話番号省略

地方自治第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

平成27年11月27日

品川区監査委員 殿